

《高額難病治療継続特例について》

1 高額難病治療継続特例とは

これは、**認定となった方の自己負担限度額を下げる特例制度**です。

「高額難病治療継続者への変更申請を行う月以前の12か月間」で「指定難病に係る医療費及び小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の総額（10割）が50,000円を超える月が6回以上ある」場合、申請することで自己負担限度額が右表のように変わります。

※支給認定を受けた日以後のもので、その指定難病及び小児慢性特定疾病に関する医療費に限ります。

階層区分		一般	高額難病治療継続認定者
A	生活保護	0円	0円
B1	低所得Ⅰ	2,500円	2,500円
B2	低所得Ⅱ	5,000円	5,000円
C1	一般所得Ⅰ	10,000円	5,000円
C2	一般所得Ⅱ	20,000円	10,000円
D	上位所得	30,000円	20,000円

2 高額難病治療継続特例確認方法

① 「高額難病治療継続者への変更申請を行う月以前の12か月」を確認してください。

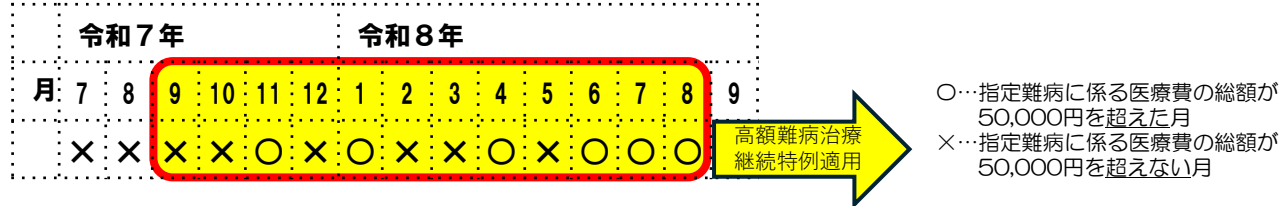
例) 申請を令和8年8月に行う場合 → 対象期間は令和7年9月～令和8年8月

② 対象期間の「12か月」のうち、指定難病に係る医療費及び小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の総額（10割）が50,000円を超える月が6回以上あるか確認してください。

自己負担限度額管理票では、「医療費総額（10割）」欄の金額を合計してください。

1か月の医療費の総額が50,000円を超える月が、対象期間の12か月のうち、6回以上あることが高額難病治療継続特例の認定条件です。

例：令和8年8月に申請する場合



※変更申請を行い、認定となった場合、申請を受け付けた日の翌月1日から高額難病治療継続特例の自己負担上限月額が適用されます。

例) 申請を令和8年8月に行い、認定となった場合 → **令和8年9月1日から**自己負担限度額が変更

自己負担限度額管理表での確認方法

日付	指定医療機関名	医療費総額（10割）	自己負担額	月額の累計額	徴収印
8月8日	〇〇病院	35,000円	7,000円	7,000円	㊤
8月25日	△△薬局	30,000円	3,000円	10,000円	㊤
		1か月の総医療費が65,000円			

3 提出書類

特定医療費支給認定変更申請書（第3号様式）を記載のうえ、証明書類を添付して提出してください。

【添付書類】自己負担限度額管理票や領収書、診療明細書、特定医療費請求書のコピー、
小児慢性特定疾病の自己負担限度額管理票のコピー